

姫路市女性活躍推進企業表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内において女性の育成及び登用、職場環境の改善等、女性の活躍の推進に積極的に取り組んでいる企業を表彰し、これを広く周知することにより、市内における女性の活躍を一層促進することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 姫路市女性活躍推進企業表彰（以下「表彰」という。）の対象となる者は、市内に事業所を有する法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「企業」という。）で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 企業における女性の活躍及び登用に関する方針（人事方針の策定、数値目標の設定等）を策定していること。
- (2) 企業における女性の活躍及び登用に関する具体的な取組及び環境整備を推進していること。
- (3) 企業における女性管理職比率の上昇、役員への女性の登用等、各種の取組による成果又は実績があること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の活躍及び登用に関する先進的な取組を実施していること。

(表彰の方法及び被表彰者数)

第3条 表彰は、毎年度1回、表彰盾を授与することにより行う。

2 1年度当たりの被表彰者数は、5以下とする。

(募集方法)

第4条 表彰を受けようとする者又は表彰を受ける者を推薦しようとする者は、女性活躍推進企業表彰応募用紙（別記様式）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

(被表彰者の決定)

第5条 市長は、前項の規定により応募のあった者のうちから、姫路市男女共同参画審議会姫路市女性活躍推進企業表彰審査部会において選考し、被表彰者を決定するものとする。

(庶務)

第6条 表彰に関する事務は、市民局市民参画部男女共同参画推進課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月16日から施行する。